

第 1 6 3 号議案

足立区財政援助団体等に関する調査委員会設置条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区財政援助団体等に関する調査委員会設置条例

(設置)

第 1 条 財政援助団体等が行う施設又は事業の管理運営につき必要な調査検討を行い、財政援助団体等を通じて実現しようとする足立区（以下「区」という。）の行政目的を適切かつ効果的に実現するため、区長の附属機関として、足立区財政援助団体等に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 財政援助団体 区が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体をいう。

(2) 出資団体 区が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資又は出えんしている団体をいう。

(3) 指定管理者 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、区が設置する公の施設の管理を行わせているものをいう。

(4) 財政援助団体等 財政援助団体、出資団体、指定管理者及び法令等の規定により区が施設又は事業の運営経費を負担する団体をいう。

(所掌事項)

第 3 条 調査委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、

区長に答申する。

- (1) 財政援助団体等が施設又は事業の運営費に係る経理につき自ら調査した場合における当該調査結果に対する再調査に関すること。
- (2) 財政援助団体等の施設又は事業の運営費に係る適切な経理のあり方等についての調査検討に関すること。
- (3) 財政援助団体等の施設又は事業の管理運営等に係る基準を区が定める場合における当該基準の策定、見直し等に必要となる調査検討に関すること。

(組織)

第 4 条 調査委員会は、区長が委嘱する委員 5 人以内で組織する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱した日から区長に答申する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 調査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の中から委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 調査委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の守秘義務)

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(意見聴取等)

第 9 条 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 (昭和 39 年足立区条例第 17 号) の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区財政援助団体等に関する調査委員会	日額 2 万 1,000 円
---------------------	----------------

(提案理由)

足立区財政援助団体等に関する調査委員会を区長の附属機関として設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。